



答 申 第 9 4 5 号
令 和 3 年 6 月 2 8 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和3年6月23日付け神こ家第1887号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 妊産婦の移動に伴う心身の負担軽減を図ることを目的としてタクシー券を配布するにあたり、対象者抽出のため令和3年1月4日から6月末日までの死産届記載情報を収集することは、適切かつ迅速なタクシー券の送付が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 945

◎は条例第7条第3項に該当

【妊産婦タクシー利用助成事業のために利用する情報項目】

◎令和3年1月4日から令和3年6月30日の死産届のうち「母の住所」が神戸市内のものについての下記の項目の情報

母の氏名

母の住所

母の満年齢



答申第946号
令和3年6月28日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年6月23日付け神こ家第1887号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 妊産婦の移動に伴う心身の負担軽減を図ることを目的としてタクシー券を配布するため、こども家庭局家庭支援課が保有する令和3年1月4日から6月末日までの妊娠届出書情報を利用することは、適切かつ迅速なタクシー券の送付が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

別紙
答申 946

【妊産婦タクシー利用助成事業のために利用する情報項目】

○妊娠届出書の下記の情報

母の氏名

母の住所

母の満年齢



答申第 947 号
令和 3 年 6 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕
神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕

答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日付け神健健第 765 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 妊産婦の移動に伴う心身の負担軽減を図ることを目的としてタクシー券を配布するため、健康局健康企画課が保有する令和 3 年 1 月 4 日から 6 月末日までの死産届記載情報を利用することは、適切かつ迅速なタクシー券の送付が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

別紙
答申 947

【人口動態調査情報】

○死産届記載情報

母の氏名

母の住所

母の満年齢